

令和2年8月31日 招集

8月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会令和2年8月定例総会議事録

1 開催日時 令和2年8月31日（月）午後2時から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員（17人）

1番 武田要一郎 2番 小林喜一郎 3番 間宮 一

4番 草野 伸一 5番 長谷川浩成 6番 廣川 浩

7番 清水 和子 10番 堀川 多計司 11番 大島 伸吾

12番 阿部 マサ子 13番 笠原 和仁 14番 増井 勝

15番 小野塚 彦榮 16番 田邊 重夫 17番 槇田 士農夫

18番 吉田 浩 19番 田中 一男

4 欠席農業委員

8番 土田 正志 9番 棚邊 友衛

5 出席農地利用最適化推進委員（12人）

2番 伊藤 勇 3番 大岩 稔 6番 青柳 一

7番 大滝 幸子 10番 高井 榮志英 11番 中野 文和

14番 本間 真由美 17番 小林 克巳 18番 高橋 仁

23番 吉田 健一 22番 高橋 忠雄 27番 長谷川一利

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭

事務局次長 佐々木 徹

農地係長 宮川 一也

農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第 2 議事（農地部会所掌）

議案第 29 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第 31 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第 4 条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第 5 条転用届出に関する受理について

日程第 3 議事（農政振興部会所掌）

議案第 30 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3) その他

(4) 閉会

7 会議の概要

開会時間：午後 2 時

事務局長	定刻になりましたので、これより 8 月定例総会を開催いたします。 開会にあたり間宮会長から開会のあいさつをお願いいたします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 なお、本日 8 番、土田委員、9 番、棚邊友衛委員より欠席の連絡が入っておりますが、会議規則第 4 条の規定により定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、合わせて 12 名の農地利用最適化推進委員の皆さんからご出席いただいておりますことをご報告いたします。 それでは会議規則第 5 条の規定によりまして、間宮会長から議長をお願いします。
議長（会長）	それでは議事日程に従い会議を進めます。 はじめに、日程第 1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。

	<p>議事録署名委員につきましては、議長である私に一任いただけますでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長 (会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、14番、増井委員、15番、小野塚委員を指名いたします。 引き続き日程第2、議事に入ります。 最初は、農地部会所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代いたします。</p>
	<p><間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ></p>
議長 (農地部会長)	<p>それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第29号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第31号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (農地係長)	<p>農地系の宮川でございます。 私の方から議案の説明をさせていただきます。 議案第29号の転用案件につきましては、事前に配布いたしました「転用補足説明資料」と併せてご覧ください。 議案書1ページをご覧ください。 議案第29号「農地法第4条許可申請に関する処分決定について」ご説明を申し上げます。 1号案件は、中之口地区において、お一人で農業を営む転用事業者が、農業経営を行うにあたり、この度、必要となった農機具格納庫の建築及び資材置場の造成を行うものでございます。以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる「転用許可基準」に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。調査委員会に付託されている案件でございます。 続きまして、議案第31号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」ご説明を申し上げます。 本日お配りいたしました追加議案書1ページをご覧ください。 1号案件は、岩室地区において、申請地東側に耕作地を持つ譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。 2号案件は、岩室地区において、西区にお住いの譲渡人が、高齢による耕作不便から離農を考え、申請地を親戚にあたる譲受人へ贈与するものでございます。 3号案件は、巻地区において、申請地東側並びに北側に耕作地を持つ譲受人が、申請地を買い受け、規模拡大を図るものでございます。 以上の申請案件につきましては、「地区担当委員」が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。 以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。</p>
議長 (農地部会長)	<p>事務局の説明が終わりました。 引き続き、調査委員会の結果について、委員長から報告をお願いします。</p>

12番（榎田委員）	<p>それでは、去る26日区役所301会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし榎田士農夫が務めました。聴取案件は、農地法第4条許可申請1件でありました。</p> <p>別添の「調査委員長報告書」をご覧ください。</p> <p>ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページの農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてであります。事前に担当地区委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明、調査委員長の報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>最初に、議案第29号農地法第4条許可申請に関する処分決定について採決します。</p> <p>申請を許可することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第31号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、採決します。</p> <p>許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第4条転用届出に関する受理について、農地法第5条転用届出に関する受理について、</p> <p>以上5件を一括して、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>私の方から、議案書の報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご報告を申し上げます。1号は、賃貸人が農地の売買を行うため合意解約を行うものでございます。2号は、賃貸人の都合により合意解約を行うものでございます。</p> <p>続きまして、3ページ及び4ページをご覧ください。</p>

	<p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて、11件の届出があり、受理をいたしましたのでご報告を申し上げます。なお、当委員会への利用権設定の斡旋希望はございませんでした。</p> <p>続きまして、5ページをご覧ください。</p> <p>「農地の転用事実に関する照会書について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号、2号及び3号につきましては、新潟地方法務局から「地目認定」の照会があり、いずれも「非農地」として回答いたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、6ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第4条 転用届出に関する受理について」ご報告を申し上げます。</p> <p>1号は、巻地区において「駐車場造成敷地」として転用の届け出があり、受理をいたしましたのでご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、7ページをご覧ください。</p> <p>「農地法第5条転用届出に関する受理について」ご報告申し上げます。</p> <p>1号は、西川地区において「住宅地拡張敷地」として届け出がありましたのでご報告を申し上げます。2号は、西川地区において「建売住宅建築敷地」として届け出がありましたのでご報告を申し上げます。3号は、巻地区において「個人住宅新築敷地」として届け出がありましたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>
議長（農政振興部会長）	<p>それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。</p> <p>議案第27号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局（農政振興係長）	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、お手元の議案書の議案第30号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をお願いいたします。</p> <p>表紙をめくっていただきまして、「令和2年 利用権促進事業地区別実績表」の「新規分」でございます。</p> <p>利用権設定の契約期間10年、巻地区のみで、6件、畑、76,006㎡です。</p> <p>詳細につきましては、1ページ1号から2ページ6号に記載のとおりでございます。</p> <p>次に所有権移転です。同じく実績表右側をご覧ください。上段が交換、下段が売買でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買は、巻地区、2件、畑、4,913㎡です。 ・交換は、潟東地区、1件、田、4,050㎡です。

	<p>以上、売買・交換の所有権移転の合計は、3件で、田畑の計8,963㎡でございます。</p> <p>詳細につきましては、売買が3ページ1号及び2号、交換が4ページ1号に記載のとおりでございます。</p> <p>実績表の2ページ目は、今ほどの合計表ですので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられるものでございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（農政振興部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。</p>
	<p>（意見・質問なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。</p> <p>提案のとおり承認することに異議はありませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議長（農政振興部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。</p> <p>なお、決定された計画は、令和2年9月14日に公告の予定です。</p> <p>以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。</p>
	<p><吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ></p>
議長（会長）	<p>増井農地会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で、議事として提案した案件は終了いたしました。</p> <p>引き続き、その他の案件に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（次長）	<p>委員の皆さん、お疲れ様です。</p> <p>次長の佐々木でございます。私よりいくつかお話しさせていただきます。</p> <p>最初に8月の会務報告及び9月の業務予定です。資料1をご覧ください。</p> <p>8月の会務報告については、ご覧のとおりです。荒廃農地調査につきましては、例年、巻地区において委員の皆さんや農協等関係者により実施していましたが、コロナウイルス感染拡大の影響等も考慮しまして、今年度は委員2名と事務局により、小規模で実施しました。</p> <p>次に、裏面が現時点の9月の業務予定となっております。</p> <p>9月について、委員会関係において特に大きな予定はなく、今のところ調査委員会と定例総会のみとなっております。9月は第6調査委員会が担当となります。よろしく申し上げます。定例総会は本日と同じ会場で、午後2時30分からの開催を予定しています。</p> <p>次に、豪雨災害義援金についてお話しいたします。資料2をご覧ください。</p> <p>全国農業会議所より新潟県農業会議を通じまして、先月に全国各地に甚大な被害をもたらした「令和2年7月豪雨」により被災された農業者等の皆様の今後の経営と生活再建を図り、一日も早い復興を支援するため、災害義援金募集の依頼がありました。西蒲区農業委員会としましてはこの趣旨に賛同し、昨年秋の台風19号災害義援金と同様に、委員積み立てより一人一口千</p>

	<p>円として事務局で取りまとめて、義援金を贈りたいと考えております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、今年度の県外視察研修についての案内です。資料3をご覧ください。</p> <p>例年は6月頃に実施しておりました県外視察研修ですが、今年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しまして、11月に延期するかたちで調整を進めてまいりました。視察研修の内容につきましては、役員及び地区代表者に意見を伺い、事務局で案を作成、先ほどの代表者会議において承認をいただきました。研修の期日は、11月10日（火）から11日（水）の1泊2日で、視察先は山形県とし、酒田市にある農事組合法人ファーム北平田と東根市にあります農業関連機器を生産している株式会社山本製作所を訪問し、宿泊は銀山温泉となる行程となっております。参加費用は、積立金の他に追加分として7,000円から10,000円程度と記載しておりますが、7月30日に開催しました暑気払いの残金の一部を充当するかたちで、追加分についてはもう少し引き下げたいと考えております。現在の新型コロナウイルス感染の状況を鑑みますと、視察研修の参加に心配をされている方もいらっしゃると思いますが、参加につきましては無理をされないよう、ご判断いただきたいと思ひます。なお、3密を避ける対応としまして、バスの座席2名分を1名で使用できるように考えておりますので、参加人数によっては複数台での運行となります。参加確認の期限は9月30日、次回の定例総会までしておりますが、バスの台数の検討もありますので、期限厳守でお願いいたします。</p> <p>次に、先月の定例総会でもお話ししましたが、全国農業新聞の普及促進について、9月から11月までが本年度の2回目の普及強調月間ということで、新潟県農業会議より、改めて取り組みの依頼がありました。本日配付しましたリーフレットを参考に、委員の皆さんにおかれまして、ご協力をお願いします。</p> <p>最後にもう一点、資料はありませんが、従業員が新型コロナウイルスに感染したり濃厚接触者となった場合の事業所向け対応マニュアルが、市の保健衛生部より公表されております。農業生産法人等の関係団体において必要な場合は、事務局にお問い合わせください。私からは以上です。</p>
事務局（宮川係長）	<p>農地係の宮川でございます。</p> <p>この度、新潟地方裁判所より競売による農地売却の通知がございましたので、皆様にご紹介申し上げます。</p> <p>資料につきましては、本日配布いたしました別紙4をご覧ください。</p> <p>競売通知のありました農地につきましては、市街化区域内にある農地でございます。土地条件からみて、転用目的による「農地法第5条の規定による届出書を要する買受適格証明願書」の提出による競売参加者が出てくるものと思われまふ。</p> <p>なお、皆様からは、後程、注意事項、裏面にあります位置図を良くご確認いただき、市民より相談がありましたら、ご指導いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
事務局（局長）	<p>最後に私から、資料5について説明します。</p> <p>8月20日に行われました新潟市6農業委員会連絡協議会について報告します。6農業委員会統合後の各事項については、下のほうに書いてありますが、1番、6農業委員会統合に係る事務の流れということで、中をめぐりまして資料1というようになっています。</p>

	<p>2番の新農業委員の地域の選出委員数は資料2、3番の6農業委員会統合後の業務体制概要は資料3、4番の統合後の農業委員会スケジュールは資料5、そして最後は地区部会の運営ということで、参考資料ということで添付しております。</p> <p>以上については先月の研修会で、坂井局長から説明された内容とほとんど同じです。</p> <p>これは全て案となっていますが、8月20日において決定されました。</p> <p>地区部会の運営については、今後修正することも可能なので、細かい点については、もう少し変更になる可能性があります。</p> <p>以上、このように決定させていただきました。</p> <p>なお、今後になりますが、予算要求、議会説明、市長との懇談会、条例改正等を経て、令和3年度、来年の夏から、統合後の新委員の募集、選任に向けて、一連の流れがスタートすることになります。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、来年の夏以降になりますが、このように変更になるということを各地域に周知していただきたい。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>何か質問等がありますか。</p>
	<p>（なし）</p>
議長（会長）	<p>特にないようですので、以上をもちまして8月定例総会を終了いたします。</p>

閉会時間：午後2時45分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 増 井 勝

署名委員 小 野 塚 彦 榮

